

小規模不動産特定共同事業変更届出書 提出が必要となる書類(提出部数は、正本1部及び副本1部)

変更内容	提出書類		根拠条文	備考	チェック
(1)商号又は名称及び住所、資本金又は出資金	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	その他添付書類	登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))	規則第67条第2項第1項		
(2)役員、政令使用人	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	様式第2号	第2面～第3面	法第42条第1項第2号		
		第5面 (役員の兼職状況)	規則第7条第1項第2号		
	その他添付書類	添付書類(3)－1:略歴書	規則第61条第1項第2号 規則第67条第2項第2号	役員、法施行令第10条で定める使用人、業務管理者	
		添付書類(5):誓約書	規則第61条第2項第1号		
		登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))	規則第67条第1項	役員の就退任がある場合のみ	
(3)事務所の所在地(事務所の廃止に伴うものを除く)	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	様式第2号	第3面	法第42条第1項第3号		
	その他添付書類	登記事項証明書(商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書))	規則第67条第2項第3項		
(4)業務管理者	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	様式第2号	第3面	法第42条第1項第3号		
	様式第3号	添付書類(1):業務管理者設置証明書	法第42条第2項第3号	業務管理者が、専任の取引士や他の法令により専任を要する業務に従事しようとする場合は、「法令による専任業務の兼務に関する申立書」が必要。 ※他の業種の業務量等を斟酌のうえ、支障がないと認められる場合は可	
		添付書類(3)－1:略歴書	規則第61条第1項第2号 規則第67条第2項第4号	役員、法施行令第10条で定める使用人、業務管理者	
		添付書類(3)－3:実務経験証明書		(3)－4の提出がある場合は不要	
		添付書類(3)－4:業務管理者資格届出書		①ビル経営管理士登録証明事業、②不動産コンサルティング技能試験・登録事業、③一般社団法人不動産証券化協会認定マスター、④国土交通省指定の実務講習(日本ビルヂング経営センター実施) の4つのうちのいずれかに係る証明書(不動産コンサルティング技能登録証等)の写しが必要。	
		添付書類(4):不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項	規則第61条第1項第3号	別紙添付でも可	
(5)業務の方法	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	様式第2号	第4面	規則第60条第1項第1号	様式のみで記入できない場合は、別紙添付可。	
(6)他に事業を行っているときは、その事業の種類	様式第16号	変更届出書	規則第67条第1項		
	その他添付書類	定款	規則第67条第2項第5号		

※上記以外でも、内容確認のために、別に各種書面を求めることがあります。

※官公署が証明する書類は、申請日前3月以内に発行されたものであることが必要です。